

納税の猶予の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

現行制度	特例
<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上
<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、担保の提供が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保は不要。
<ul style="list-style-type: none"> ● 延滞税は軽減（年1.6%） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 延滞税は免除。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）
※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf



※関係法案が国会で成立することが前提